令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

令和5年6月20日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方(案)

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第28回(R5.5.22)

資料2

つ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討については、以下のスケジュールで進めてはどうか。

障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を 開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行う。

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

アドバイザー(11名)

主査 厚生労働大臣政務官

副主査 厚生労働省障害保健福祉部長

副主査補 こども家庭庁長官官房審議官(支援局担当)

構成員

厚生労働省障害福祉保健部 企画課長

障害福祉課長

精神•障害保健課長

地域生活•発達障害者支援室長

職業安定局雇用開発部 障害者雇用対策課

(オブザーバー)

こども家庭庁支援局 障害児支援課長

ブラグリタ (1141)

• 有村 大士 日本社会事業大学社会福祉学部教授

·石川 貴美子 秦野市福祉部障害福祉課長

·石津 寿惠 明治大学教授

· 井出 健二郎 兵庫県立大学大学院経営専門職医療介護

マネジメント教授

· 岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院教授

· 小澤 温 筑波大学人間系教授

・高 容康 豊中市こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課

主幹、豊中市立児童発達支援センター所長

· 佐藤 香 東京大学社会科学研究所

社会調査・データアーカイブ研究センター教授

・田村 正徳 埼玉医科大学総合医療センター名誉教授、

佐久大学客員教授

·野澤 和弘 每日新聞客員編集委員

・橋本 美枝 成田地域生活支援センター施設長

※ 主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。

【検討項目】(1)障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を得るための各種調査

(2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 等

く令和6年度報酬改定チーム検討スケジュール(イメージ)>

令和5年5月22日(月) 第28回報酬改定検討チーム(今後の検討の進め方について)

7月~8月 関係団体ヒアリング(6回程度)

8月中 関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理

9月~10月 各サービスの報酬等の在り方について検討

11月 サービス横断的な報酬等の在り方について検討

12月 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ

令和6年2月 障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ

経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日閣議決定) (抄)

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

次期診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う。その際、第5章2における「令和6年度予算編成に向けた考え方」を踏まえつつ、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、当面直面する地域包括ケアシステムの更なる推進のための医療・介護・障害サービスの連携等の課題とともに、以上に掲げた医療・介護分野の課題について効果的・効率的に対応する観点から検討を行う。

(参考)

第5章 当面の経済財政運営と令和6年度予算編成に向けた考え方

- 2. 令和6年度予算編成に向けた考え方
- ① 前述の情勢認識を踏まえ、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、 そして新たな経済成長の軌道に乗せていく。
- ② 令和6年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。
 - ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。
- ③ 構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする。
- ④ 新たな拡充を要する政策課題を含め、PDCAやEBPMの取組を推進し、効果的・効率的な支出(ワイズスペンディング)を徹底する。単年度主義の弊害是正に取り組み、事業の性質に応じた基金の活用・事業効果の見える化、経済・財政一体改革における重点課題への対応など中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築等を進める。

障害福祉サービス等報酬の改定率の経緯

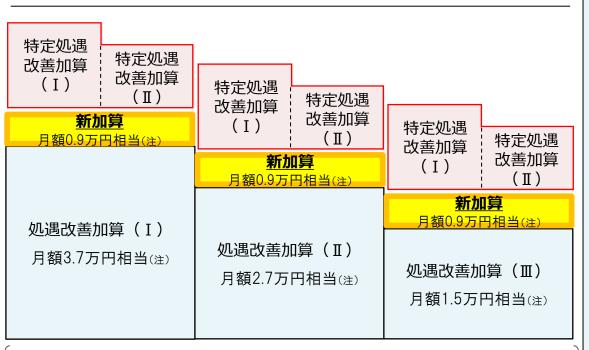
	1 H H H L C C C C C C C C C C C C C C C C	
改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	○良質な人材の確保 ○地域生活基盤の充実 ○事業者の経営基盤の安定 ○中山間地域等への配慮 ○サービスの質の向上 ○新体系への移行促進	+ 5.1%
平成24年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保○物価の動向等の反映○障害児・者の地域移行・地域生活の支援○経営実態等を踏まえた効率化・重点化	+ 2.0%
平成26年度改定	○消費税率の引上げ(8%)への対応	+ 0.69%
平成27年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善○障害児・者の地域移行・地域生活の支援○サービスの適正な実施等	± 0%
平成29年度改定	○障害福祉人材の処遇改善	+ 1.09%
平成30年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援 ○医療的ケア児への対応等 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	+ 0.47%
令和元年10月改定	〇消費税率の引上げ(10%)への対応 〇障害福祉人材の処遇改善	+ 2.00% 処遇改善: 1.56% 消費税 : 0.44%
令和3年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援○効果的な就労支援○医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進○感染症等への対応力の強化○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進○持続可能性の確保	十0.56% ※うち、コロナ対応に係る 特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間)
令和4年10月改定	○障害福祉人材の処遇改善	_

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

新加算(福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算)

- ■対象:福祉・介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ■算定要件:以下の要件をすべて満たすこと。
 - ▶処遇改善加算(I)~(II)のいずれかを取得していること
 - ▶賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする。
 - ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当し

全体のイメージ



注:事業所の総報酬に加算率(サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。

福祉·介護職員等特定処遇改善加算

- ■対象:事業所が、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の 障害福祉人材、③その他の職種に配分
- ■算定要件:以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を 加味して、加算率を二段階に設定。
 - ➤処遇改善加算(I)~(II)のいずれかを取得していること
 - ➤処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を 行っていること
 - →処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を 通じた見える化を行っていること

福祉·介護職員 処遇改善加算

■対象:福祉・介護職員のみ

■算定要件:以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(I)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす	キャリアパス要件のうち、 ① + ②を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす
かつ	かつ	かつ
職場環境等要件	職場環境等要件	職場環境等要件
を満たす	を満たす	を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**する こと
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期** に昇給を判定する仕組みを設けること
- ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 〇 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への 支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 〇 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率: +O. 56% ※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間)

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の 高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し(スコア方式の導入)
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し(報酬体系の類型化)
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設((3)も同様)
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- 精神保健医療と福祉の連携の促進
- 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底(委員会開催、指針の整備、訓練の実施)
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化(業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施)
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化 (訓練に当たっての地域住民との連携)
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場における I C T の活用
 - 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた 対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス 提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4)業務効率化のためのICTの活用(再掲)
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続(就労継続支援A型、放課後等デイサービス)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第104号) の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域 生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法 を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率に おいて算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、 医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」 を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道 府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の 連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備 [障害者総合支援法、児童福祉法、難病法] 障害 DB、難病 DB 及び小慢 DB について、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他 【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

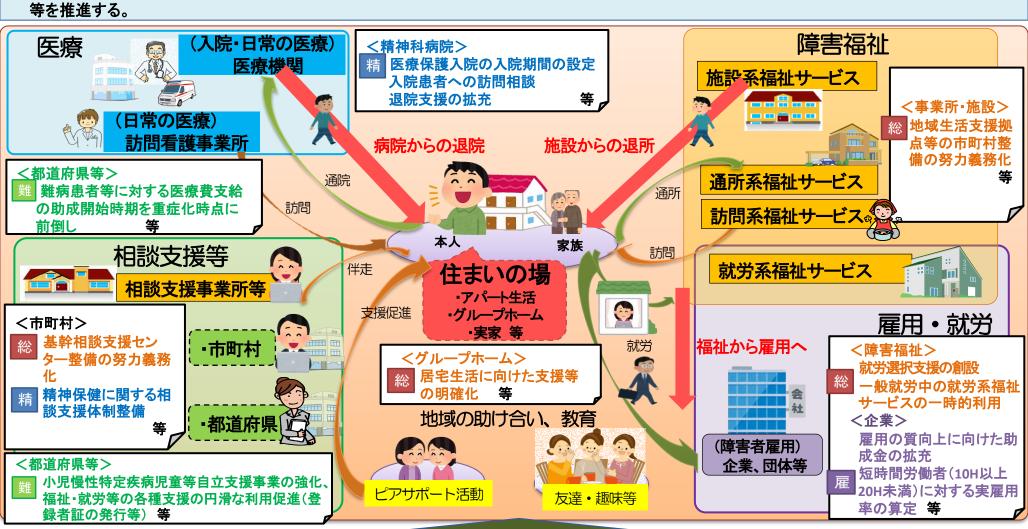
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

』令和6年4月1日(ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日)

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
 - 施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実(障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係)
 - <u>福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上</u>(障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総
 - ・<u>調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備</u>(難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難



児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要

(令和4年6月8日成立、同月15日公布)

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支 援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 [児童福祉法、母子保健法]

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)に おける相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。
 - ※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村 が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。 ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型
- (福祉型、医療型)の一元化を行う。 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 [児童福祉法]
- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や
 - 里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える好産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 (児童福祉法)

する。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 (児童福祉法)

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることと

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 [児童福祉法]

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 [児童福祉法]

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、

その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等 [児童福祉法]

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、 児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)

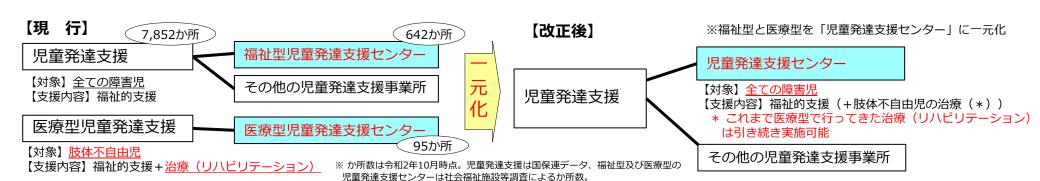
児童発達支援センターの役割・機能の強化(1.3関係)

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、 果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種 別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、<u>児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」(肢体不自由児を対象)に分か</u> れ、障害種別による類型となっている。

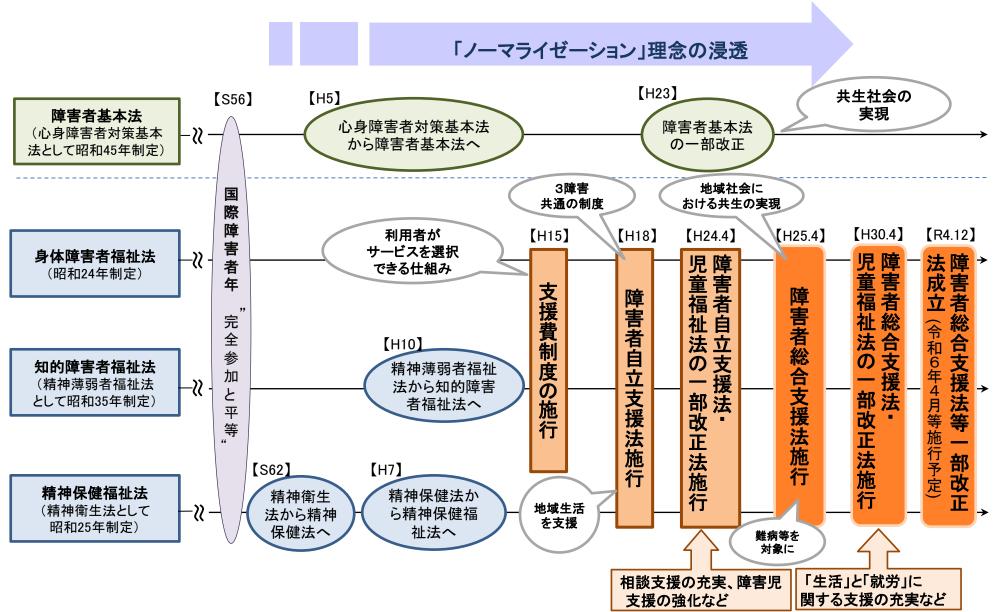
<改正の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
- ⇒ <u>これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとと</u> もに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 - く「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能)
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型(福祉型・医療型)の一元化を行う。
 - ⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。



参考資料

障害保健福祉施策の歴史



障害者の数

- 障害者の総数は1160. 2万人であり、人口の約9. 2%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は614.8万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

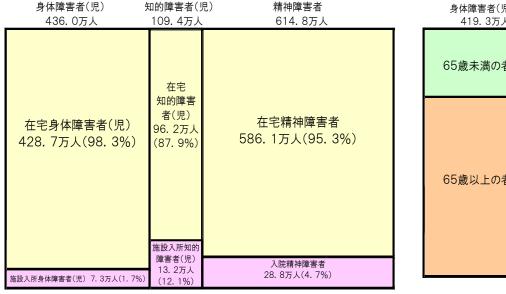
(在宅・施設別)

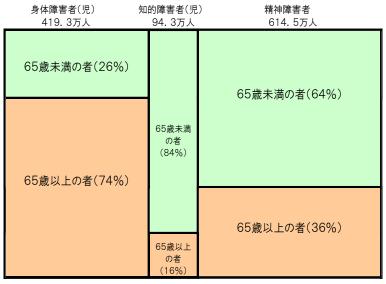
障害者総数 1160,2万人(人口の約9,2%) うち在宅

1111.0万人(95.8%) うち施設入所 49. 3万人(4. 2%)

(年齢別)

65歳未満 51% 65歳以上 49%



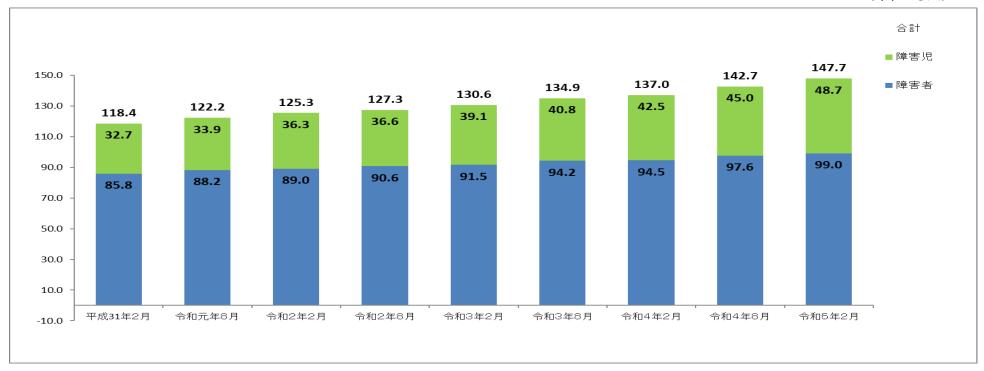


出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)等、 在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

- ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含ま れていない。
- ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
- ※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
- ※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。
- ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。
- ※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上 を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

(単位:万人)



○令和4年2月→令和5年2月の伸び率(年率)・・・・ 7.9%

(令和5年2月の利用者数)

このうち身体障害者の伸び率……2.2%知的障害者の伸び率……3.0%精神障害者の伸び率……8.8%障害児の伸び率 ……14.9%

 身体障害者······
 22.6万人

 知的障害者······
 44.0万人

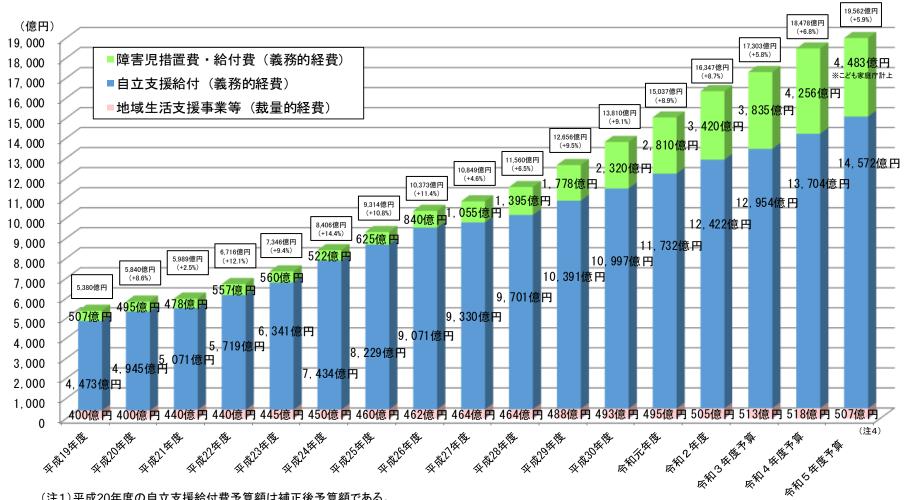
 精神障害者······
 30.5万人

難病等対象者··· 0. 4万人(4,356人) 障害児 ····· 5 0. 2万人(※)

(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は15年間で3倍以上に増加している。

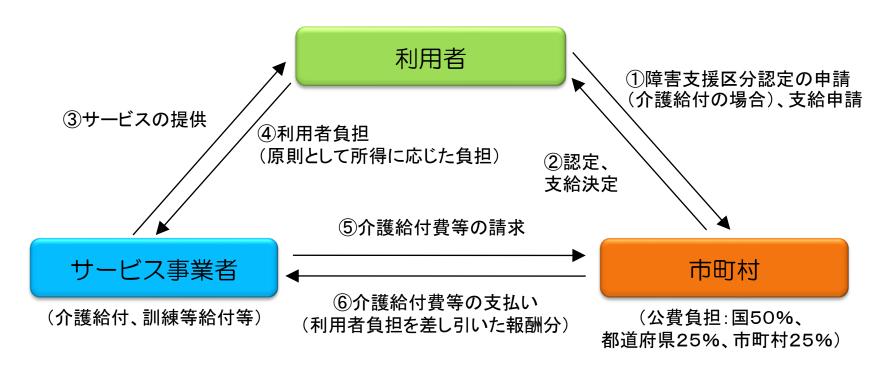


- (注1)平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。
- (注3)平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。
- (注4) 令和5年度予算の地域生活支援事業等の予算案については、こども家庭庁移管分を除く。
 - ※ 令和4年度のこども家庭庁移管分を除いた地域生活支援事業等の予算は506億円。

障害福祉サービス等報酬について

- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者に支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



障害福祉サービス等報酬の仕組み

- 〇 障害福祉サービス等報酬は、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定している。(障害者総合支援法第29条第3項等)
- 利用者に障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービス 等報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

事業者に支払われるサービス費(利用者は所得に応じた自己負担)=

① サービスごとに算定した単位数 × ② サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

【障害福祉サービス報酬の算定】(生活介護の例)

サービスごとに算定した単位数

基本報酬

定員	区分6	1,288単位	
20 人以下	区分5	964単位	
	区分2以下	546単位	



加算•減算

定員超過減算	基本報酬 × 70/100
人員配置体制加算	+33~265単位
常勤看護職員等配置加算	+6~84単位

サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

級地	単価	(参考)地域例
1級地	11.22円	東京都 特別区
2級地	10.98円	大阪府 大阪市
3級地	10.92円	千葉県 成田市
4級地	10.73円	兵庫県 神戸市
5級地	10.61円	茨城県 水戸市
6級地	10.37円	宮城県 仙台市
7級地	10.18円	北海道 札幌市
その他	10.00円	_

- ※ 障害福祉サービス等の単価は、10円~11.60円
- ※ 生活介護の単価は、10円~11.22円

障害福祉サービス等の体系(介護給付・訓練等給付)

	厚吉倫征サービ人寺の体糸(7 7護給付・訓練寺給付)					
				サービス内容	利用者数	施設·事業所数
訪	介護給付	居宅介護	 	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	198,626	21,785
		重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,240	7,496
問系		同行援護	a b	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	25,694	5,724
		行動援護	a b	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	13,432	2,044
		重度障害者等包括支援	8 B	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	45	10
	付	短期入所	a b	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	48,316	5,458
中活動	7	療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話 を行う	21,005	259
系施		生活介護	a	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の 機会を提供する	298,187	12,375
設系		施設入所支援	耆	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	124,208	2,558
居住支		自立生活援助	耆	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における 課題を把握し、必要な支援を行う	1,242	299
援系		共同生活援助	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	169,440	12,475
2	訓	自立訓練(機能訓練)	耆	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,270	190
訓	練	自立訓練(生活訓練)	耆	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓 練を行う	14,173	1,311
練系	等 給	就労移行支援	耆	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を 行う	35,185	2,966
就労	付	就労継続支援(A型)	a	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な 訓練を行う	83,403	4,387
系		就労継続支援(B型)	a	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を 行う	324,604	16,123
		就労定着支援	耆	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	15,309	1,543

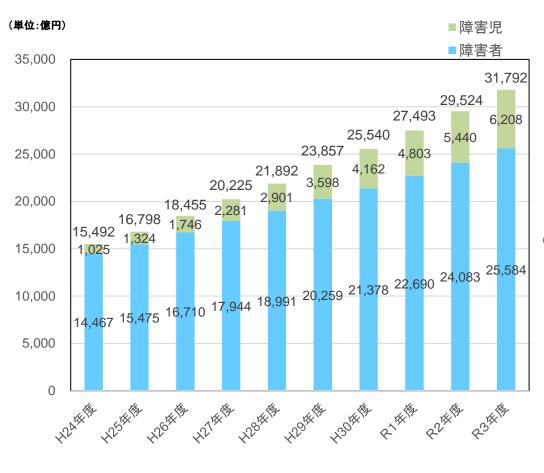
障害福祉サービス等の体系(障害児支援、相談支援に係る給付)

	障害偏征サービ人寺の体糸(障害児支援、相談支援に係る給付)					
				サービス内容	利用者数	施設·事業所数
障害児通所系		児童発達支援	P	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支 援を行う	171,408	11,132
	障害	医療型児童発達支援	見	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの 支援及び治療を行う	1,745	88
	児支	放課後等デイサービス		授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	309,303	19,687
訪障	援 に	居宅訪問型児童発達支援	児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	349	114
訪障 問害 系児	係る	保育所等訪問支援	倮	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団 生活への適応のための専門的な支援などを行う	18,234	1,639
入障 所害 系	給 付	福祉型障害児入所施設	児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,323	181
		医療型障害児入所施設	倮	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び 知識技能の付与並びに治療を行う	1,780	197
相談支援系	相談支	計画相談支援	Æ	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	217,847	9,871
	援に係る	障害児相談支援	児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	71,751	6,067
	る給は	地域移行支援		住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業 所への同行支援等を行う	602	335
	付	地域定着支援		常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉 サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,151	565

障害福祉サービス等における総費用額及び1人当たりの費用月額の推移

- 障害福祉サービス等における総費用額は増加傾向にあり、令和2年度から令和3年度の伸び率は、全体で7.7%、障害者サービスで6.2%、障害児サービスで14.1%となっている。
- また、一人当たりの費用月額をみると、障害者サービス、障害児サービスともに増加傾向にある。

〇総費用額の推移

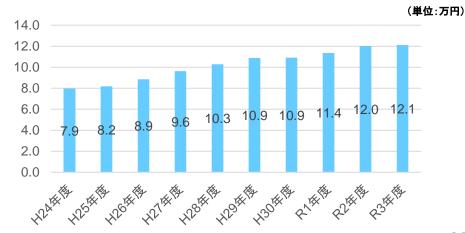


※【出典】国民健康保険団体連合会データ

〇1人当たりの費用月額の推移(障害者サービス)

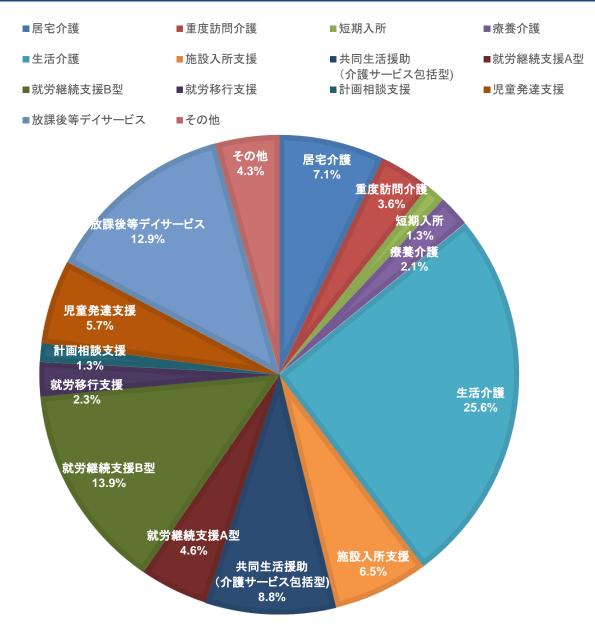


○1人当たりの費用月額の推移(障害児サービス)



障害福祉サービス等におけるサービス種類別にみた総費用額及び構成割合

	総費用額(億円)			
サ 和3年度	金額	比率		
合計	31,792	100.0%		
居宅介護	2,264	7.1%		
重度訪問介護	1,129	3.6%		
短期入所	417	1.3%		
療養介護	683	2.1%		
生活介護	8,143	25.6%		
施設入所支援	2,055	6.5%		
共同生活援助(介護サービス包括型)	2,786	8.8%		
就労継続支援A型	1,470	4.6%		
就労継続支援B型	4,432	13.9%		
就労移行支援	732	2.3%		
計画相談支援	400	1.3%		
児童発達支援	1,803	5.7%		
放課後等デイサービス	4,102	12.9%		
その他	1,376	4.3%		
同行援護	194	0.6%		
行動援護	164	0.5%		
重度障害者等包括支援	4	0.0%		
自立生活援助	3	0.0%		
共同生活援助(外部サービス利用型)	150	0.5%		
共同生活援助(日中サービス支援型)	214	0.7%		
宿泊型自立訓練	48	0.2%		
自立訓練(機能訓練)	26	0.1%		
自立訓練(生活訓練) 就労移行支援(養成施設)	211	0.7% 0.0%		
	51	0.0%		
地域移行支援	3	0.2%		
地域定着支援	4	0.0%		
障害児相談支援	154	0.5%		
医療型児童発達支援	9	0.0%		
居宅訪問型児童発達支援	3	0.0%		
保育所等訪問支援	32	0.1%		
福祉型障害児入所施設	54	0.2%		
医療型障害児入所施設	52	0.2%		



障害福祉サービス等におけるサービス種類別に見た1人当たりの費用額(令和3年度月平均)

- 障害者サービスでは、重度障害者等包括支援、重度訪問介護において、1人当たりの費用月額が高くなっている。
- 〇 障害児サービスでは、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設において、1人当たりの費用月額が高くなっている。

